

<<主な免許法の根拠規定の概要>>

根拠規定 (免許法)	取得形態 (対象免許)	説 明	備 考
別表第 1	新規取得 (共 通)	大学などにおいて学士の学位等の基礎資格を得るとともに、必要単位を修得し幼稚園、小学校、中学校、高等学校、または特別支援学校の教員免許状を取得する場合	
別表第 2	新規養護 (養護教諭)	大学などにおいて学士の学位等の基礎資格を得るとともに、必要単位を修得し養護教諭免許状を取得する場合や保健師免許等を基礎資格に必要な単位を修得し養護教諭免許状を取得する場合	
別表第 2 の 2	新規栄養 (栄養教諭)	大学などにおいて学士の学位等の基礎資格を得るとともに、必要単位を修得し栄養教諭免許状を取得する場合	
附則第 17 項	栄養職員 (栄養教諭)	現職の栄養職員が栄養士・管理栄養士の免許と実務経験を基礎資格に、栄養教諭免許状を取得する場合。	
附則第 18 項	幼保特例 (幼稚園教諭)	現職の保育士が保育士資格と実務経験を基礎資格に、幼稚園教諭免許状を取得する場合。	期限付き特例 制度
別表第 3	上位免許 (共 通)	所有している教員免許状と当該学校における実務経験を基礎資格に、当該免許状の上位免許状を取得する場合 (例) 小学校教諭二種免許状を所有している者が、小学校の実務経験をもとに小学校教諭一種免許状を取得する場合	
別表第 4	他 教 科 (共 通)	所有している教員免許状を基礎資格に、同じ学校種の他の教科の教員免許状を取得する場合 (例) 中学校教諭免許状(教科：国語)を所有している者が、中学校教諭免許状(教科：社会)を取得する場合	
別表第 6	養護上位 (養護教諭)	所有している養護教諭免許状と養護教員としての実務経験を基礎資格に、上位の養護教諭免許状を取得する場合	
別表第 7	特支取得 (特別支援)	所有している教員免許状と当該学校における実務経験を基礎資格に、特別支援学校の教員免許状を取得する場合	新領域の追加 も該当
別表第 8	隣接免許 (小中高)	所有している教員免許状と当該学校における実務経験を基礎に、当該教員免許状の学校種と隣接する学校種の二種免許状を取得する場合 (例) 小学校教諭免許状を所有している者が、小学校での実務経験をもとに中学校教諭二種免許状を取得する場合	
第 16 条	認定試験 (共 通)	文部科学省の実施する教員資格認定試験に合格し、教員免許状を取得する場合	

※この他にも教員免許状の取得方法はあります。また、説明文は概要になっておりますので詳しくは教育職員免許法及び同施行規則を確認してください。